

令和6年（ワ）第5849号 地位確認等請求事件

原告 松竹 伸幸

被告 日本共産党

原告第4準備書面

(共産党の黨員たる地位は法律上の地位であること)

2025（令和7）年1月31日

東京地方裁判所民事第37部甲合議E係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 平 裕介

同 弁護士 伊藤 建

同 弁護士 佃 克彦

(連絡担当) 同 弁護士 堀田 有大

目 次

第1	共産党の入党手続	4
第2	共産党の党員たる地位から生じる規約上の権利義務関係	4
1	党費支払い義務	4
2	党内の選挙権及び被選挙権	5
(1)	中央組織	5
(2)	都道府県組織	6
(3)	地区組織	7
(4)	支部	7
(5)	党員の選挙権及び被選挙権の具体的な内容	8
(6)	党規約は党員に権利があることを前提としている	9
3	施設利用権	9
4	政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利	9
第3	共産党の党員たる地位は比例代表選出議員として立候補する資格の前提を成すこと	10
1	被告日本共産党は単なる「政治団体」ではなく「政党」であること	11
(1)	政治資金規正法上の「政治団体」の定義	11
(2)	政治資金規正法上の「政党」の定義	11
(3)	政党助成法上の「政党」の定義	12
(4)	公職選挙法上の「候補者届出政党」の定義	13
(5)	公職選挙法上の「衆議院名簿届出政党」の定義	14
(6)	公職選挙法上の「参議院名簿届出政党」の定義	14
(7)	小括	15
2	原告は被告の参議院名簿に記載されたことがあること	16
第3	党員たる地位には確認の利益があること	16
1	除名処分は当事者間の具体的な権利義務関係を変動させること	16

- 2 伝統芸能の名取の地位ですら地位の確認請求が認められていること ... 17
- 3 党員たる地位も法的権利の「基盤」であること 18

第1 共産党の入党手続

- 1 共産党の党員たる地位から生じる権利義務関係を論じる前提として、被告日本共産党の入党手続は、次のとおりである。
- 2 入党希望者は、全国統一の入党申込書（甲18）に必要事項を記入し、党員2名の推薦を受け、かつ、入党費300円をそえて、これを被告に対して提出する（規約（甲3）6条第1文）。
- 3 規約によれば、「入党は、支部で個別に審査したうえで決定し、地区委員会の承認を受ける」ほか（同第3文）、「地区委員会以上の指導機関も、直接入党を決定することができる」（同第4文）。入党申込書（甲18）の左下にある「入党承認申請書」は、支部で個別に審査した後、地区委員会の承認を申請するためのものである。入党が承認されると、党員に対して、入党申込書（甲18）の右下にある「入党承認証」が交付される。
- 4 規約（甲3）は、党員の資格を「18歳以上の日本国民で、党の綱領と規約を認める人」と定めているほか（同4条第1文）、入党申込書（甲18）には「日本共産党の綱領と規約を認めて入党を申し込みます」と記載されていることから、入党が承認されれば、党員と被告との間では、綱領及び規約（甲3）に記載されている契約上の権利義務関係が生じる。

第2 共産党の党員たる地位から生じる規約上の権利義務関係

共産党の党員たる地位から生じる規約上の権利義務関係は、次のとおりである。

1 党費支払い義務

- (1) 党員は、被告に対して、規約の党費を納める義務を負い（規約4条第2文）、離党事由のひとつでもある（同10条第4文）。その金額は、原則として、党費として「実収入の1パーセント」（同46条第1文）であり、「月別、または一定期間分の前納で納入」（同第2文）しなければならない

い。具体的な納付方法は、支部によって異なるが、「党費納入袋」(甲19)に対して党費のほか、基金や募金等を入れることで、被告の支部に納付する方法がとられている(同40条3号第2文)。

(2) 党費の具体的な計算方法は、規約には定められていないものの、「党費納入袋」(甲19)の裏面には「党費＝{総収入－(所得税＋住民税)}×1%」と定められているほか、「一時金、退職金など臨時収入も対象」であり、「年金者も給与所得者と同様です」と定められており、党費支払い義務の内容は、極めて具体的かつ明確である。

(3) 当然のことながら、被告は、党費の支払いを怠っている党员に対して、党費支払い義務の履行を求める訴訟を提起することができる。裁判所が、党費支払い請求訴訟につき、部分社会の法理を適用することで却下することはあり得ない。

2 党内の選挙権及び被選挙権

規約5条各号は、「党员の権利と義務」を定めている。これらは、いずれも「党员の権利と義務」であるが、とりわけ重要となるのは、「党内で選挙し、選挙される権利」である(規約5条3号)。

規約によれば、被告は、「基本的には、支部—地区—都道府県—中央という形で組織され」(同12条)、「党のすべての指導機関は、党大会、それぞれの党会議および支部総会で選挙によって選出される」(同13条第1文)。具体的な選挙方法は、次のとおりである。

(1) 中央組織

ア 「党の最高機関」は、党大会である(同19条第1文)。党大会は、2年または3年のあいだに1回開かれるところ(同第2文)、「代議員の過半数」の出席により成立し(同14条第1文)、議案を承認する権限を有するのは代議員であり、「代議員に選ばれていない中央委員、准中央委員は評議権をもつが、決議権をもたない」(同19条第7文)。党大

会の代議員を選出するのは、都道府県党会議である（同30条4号）。

イ 党大会から次の党大会までの指導機関は、中央委員会である（同21条第1文）。中央委員会は、党大会で選任され、准中央委員をおくことができる（同20条4号）。中央委員会総会は、1年に2回以上ひらかれ（同22条第1文）、「中央委員会幹部委員と幹部会委員長、幹部会委員長、幹部会副委員長若干名、書記局長を選出」し、「中央委員会議長を選出することができる」（同23条）。

ウ 中央委員会は、中央委員会総会から次の中央委員会総会までの間、中央委員会の職務を行う中央委員会幹部会（同24条第1文）の委員、委員長、副委員長、書記長を選出し（同23条第1文）、議長を選任することができる（同第2文）。また、幹部会は、幹部会の職務を日常的に遂行する常任幹部会を選出する（同24条第1文及び第2文）。幹部会は、「書記局長を責任者とする書記局を設け、書記局員を任命」し、書記局は、「幹部会および常任幹部会の指導のもとに、中央の日常活動の処理にあたる」（同第3文及び第4文）。

エ 本件除名処分がなされた当時の幹部の構成は、2020（令和2）年1月18日に開催された第28回党大会で選任された者であり、幹部会委員長は志位和夫氏、書記長は小池晃氏、副委員長は山下芳生を筆頭に6名、常任幹部会は26名、幹部会は64名、書記局は19名、中央委員は193名、准中央委員は28名がそれぞれ選任されている（甲26）。

(2) 都道府県組織

ア 「都道府県組織の最高機関」は、都道府県党会議である（同29条第1文）。都道府県党会議は、1年に1回開かれるところ（同第2文）、都道府県党会議は、「代議員の過半数」の出席により成立し（同14条第1文）、議案を承認する権限を有するのは、その代議員である。都道府

県党会議の代議員を選出するのは、地区党会議である（同 35 条 4 号）。

イ 都道府県党会議から次の都道府県党会議までの指導機関は、都道府県委員会である（同 31 条 柱書第 1 文）。都道府県委員会は、都道府県党会議により選出される（同 30 条 3 号第 1 文）。都道府県委員会は、「委員長と常任委員を選出」し、「必要な場合は、副委員長および書記長をおくことができる」（同 32 条第 1 文）。

ウ 都道府県の常任委員会は、都道府県委員会総会から次の総会までの間、都道府県委員会の職務を行うものである（同第 3 文）。

(3) 地区組織

ア 「地区組織の最高機関」は、地区党会議である（同 34 条第 1 文）。地区党会議は、1 年に 1 回開かれるところ、「代議員の過半数」の出席により成立し（同 14 条第 1 文）、議案を承認する権限を有するのは、その代議員である。地区党会議の代議員を選出するのは、支部の総会または支部の党会議である（同 39 条 3 号）。

イ 地区党会議から次の地区党会議までの指導機関は、地区委員会である（同 36 条第 1 文）。地区委員会は、地区党会議により選出される（同 35 条 3 号第 1 文）。地区委員会は、「委員長と常任委員会を選出」し（同 37 条第 1 文）、「必要な場合は、副委員長をおくことができる」（同第 2 文）。

ウ 地区の常任委員会は、地区委員会総会から次の総会までの間、地区委員会の職務を行う（同 37 条第 3 文）。

(4) 支部

ア 「支部の最高機関」は、支部の総会または支部の党会議である（同 39 条 柱書第 1 文）。支部の総会または支部の党会議は、6 カ月に 1 回開かれ（同第 2 文）、支部長委員会または支部長を選出する（同 2 号）。

イ 支部の党会議の場合、「代議員の過半数」の出席により成立し（同 1

4条第1文)、議案を承認する権限を有するのは、その代議員である。

支部の代議員は、原則として、支部の総会で選任される。

ウ 支部の総会の場合、「党员総数の過半数」の出席により成立し(同括弧書)、議案を承認するのは党员である。

(5) 党员の選挙権及び被選挙権の具体的な内容

以上を踏まえると、被告日本共産党の党员の選挙権ないし被選挙権は、次のとおりである。

ア まず、当然のことながら、各組織の指導機関である中央委員会・都道府県委員会・地区委員会、党大会・都道府県組織の党会議・地区組織・支部の代議員、さらには、中央委員会幹部委員、幹部会委員長、幹部会委員長、幹部会副委員長、書記局長、中央委員会議長、都道府県委員会委員長、同副委員長、同書記長、同常任委員会、地区委員会委員長、同副委員長、同常任委員会等の機関は、いずれも党员でなければ立候補することはできない。そのため、党员たる地位には、これらの機関に立候補するという意味での被選挙権が含まれている。

イ 他方、党员の選挙権についていえば、党员は、直接的には、支部の総会で議案を承認する権利を有する。また、支部の代議員を選出するのは、支部の総会なのであるから、党员は、支部の代議員の選挙権を有している。さらに、地区党会議の代議員を総会で選出する場合には、その選挙権を有しているといえる。

ウ また、間接的にではあるが、支部の代議員で選出する場合の地区党会議の代議員、地区党会議により選出される地区委員会と都道府県党会議の代議員、都道府県党会議により選出される都道府県委員会と党大会の代議員、党大会の代議員により選出される中央委員会についても、その選挙権を有しているといえる。

(6) 党規約は党員に権利があることを前提としている

上記(5)の党員の選挙権及び被選挙権を含む党員の権利について、被告日本共産党は、規律違反の処分として、警告、機関からの除名、罷免と並んで「権利(部分または全面)停止」を定めている(党規約49条第2文)。このこと自体、被告自身が党員に「権利」があることを自白するものであり、党員たる地位は、純然たる内部的な地位であるということとはできない。

3 施設利用権

- (1) 被告日本共産党には、党本部のほか、各都道府県委員会、各地区委員会の施設が存在する。党員は、自らが所属する各地区委員会、各都道府県委員会のほか、党本部の施設に立ち入りができるほか、これらを利用する権利を有する。
- (2) 原告は、所属する地区委員会である京都南地区委員会(甲20の1)の施設利用権、所属する都道府県委員会である京都府委員会(甲20の2)の施設利用権、党本部(甲20の3)の施設利用権をそれぞれ有する。

4 政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利

- (1) 後述第3.1のとおり、政治資金規正法上も、政党助成法上も、公職選挙法上も、「政党」は、「政治団体」とは全く別の取り扱いをされている。単なる「政治団体」ではなく、「政党」、とりわけ「候補者届出政党」や衆議院名簿届出政党、「参議院名簿届出政党」に該当する場合、独自の選挙運動を行うことができる。また、被告は自主的に受け取っていないものの、通常であれば、政党助成金を受け取ることで、公金により政治活動をすることもできる。
- (2) また、訴状において主張したとおり、八幡製鉄最大判は、政党に憲法上の「特別の地位」はないものの、「政党は議会制民主主義を支える不可欠の要素」であり、「国民の政治意思を形成する最も有力な媒体である」ことを認めている(訴状12頁)。

- (3) 小選挙区比例代表並立制を導入したことの憲法適合性を審査した最大判平成11年11月10日民集53巻8号1704頁は、衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党に政見放送その他の選挙運動を認める公職選挙法の規定について、「候補者届出政党に所属する候補者とこれに所属しない候補者との間に、選挙運動の上で実質的な差異を生ずる結果となっていることは否定することができない」としながらも、「選挙制度を政策本位、政党本位のものとするという国会が正当に考慮し得る政策的目的ないし理由によるものである」こと等を理由に、憲法14条1項に違反しないと判断している。
- (4) このような「政党本位」の選挙制度が採用されている我が国において、国民ひとりひとりが、党员として政党を通じて国政に参加するという利益を無視することはできない。実際に、被告が間接的であるとはいえ民主制を採用していることは上記2のとおりであり、単に政党内部での選挙権及び被選挙権を行使するだけでなく、政党内部での意見表明をすることで、政党内部の意思形成に参加することは、国民にとって重要な権利であるといえる。
- (5) 憲法15条は、3項で「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と定め、いわゆる選挙権を保障しているほか、1項において「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と定め、直接的な選挙権以外の広義の参政権を保障している。こうした政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利は、それ自体は、憲法21条1項が保障する政治的表現の自由のひとつであるばかりでなく、国政に参加することで「公務員」たる国会議員を「選定」する憲法15条1項の保障する権利でもあるといえる。

第3 共産党の党员たる地位は比例代表選出議員として立候補する資格の前提

を成すこと

1 被告日本共産党は単なる「政治団体」ではなく「政党」であること

(1) 政治資金規正法上の「政治団体」の定義

ア 政治資金規正法において、「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

(ア) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（同法3条1項1号）

(イ) 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（同2号）

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体（同3号）

a 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること（同号イ）

b 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること（同号ロ）

イ 「政治団体」は、原則としてその組織の日から7日以内に、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出なければならない（同法6条1項柱書）。

(2) 政治資金規正法上の「政党」の定義

ア 政治資金規正法において、「政党」とは、「政治団体」のうち次のいずれかに該当するものをいう（同法3条2項柱書）。

(ア) 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの（同1号）

(イ) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議

員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの（同2号）

(ウ) ただし、上記(ア)及び(イ)の規定は、他の政党（第6条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により政党である旨の届出をしたものに限る。）に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない（同条3項）。

イ 政治資金規正法上の「政党」に該当する場合、届出にその旨を記載しなければならない（同法6条1項柱書）。

(3) 政党助成法上の「政党」の定義

ア 政党助成法において、「政党」とは、政治資金規正法上の「政治団体」のうち次のいずれかに該当するものをいう（同法2条1項柱書）。

(ア) 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの（同1号）

(イ) 前号の規定に該当する政治団体に所属していない衆議院議員又は参議院議員を有するもので、直近において行われた衆議院議員の総選挙（以下単に「総選挙」という。）における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙（以下単に「通常選挙」という。）若しくは当該通常選挙の直近において行われた通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であるもの（同2号。なお、下線部のとおり、上記(2)の政治資金規正法3条2項2号に加えて国会議員が1名以上所属していることを要する。）

(ウ) ただし、上記(ア)及び(イ)の規定は、政治資金規正法第6条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により政党である旨

の届出をしたものに限る。)に所属している衆議院議員又は参議院議員が所属している政治団体については、適用しない(同条2項)。

イ 政党助成法上の「政党」に該当する場合、政党法人格付与法に基づく法人格を有することを要件として、国から政党交付金が交付される(政党助成法3条1項)。

(4) 公職選挙法上の「候補者届出政党」の定義

ア 公職選挙法によれば、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙において、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体は、当該政党その他の政治団体に「所属する者」を候補者としようとするときは、これを届出なければならない(同法86条1項。以下「候補者届出政党」という。)。なお、公職選挙法上の「候補者届出政党」の要件は、政治資金規正法の政党要件と共通する。

(ア) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること(同1号)

(イ) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること(同2号)

イ 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙においては、政党演説会(同法161条~164条の3)、街頭演説会(同法164条の5~7)、いわゆる選挙カーによる選挙運動(同法141条2項)、ビラ(同法142条2項)、電子メールによる文書図画の頒布(同法142条の4第1項1号)などの一定の選挙活動が公職の候補者とは別に行える。また、インターネット等を利用する方法による有料広告(同法142条の6第4項)や、政見放送をすることができるのは、候補者届出政党に限られる

(同法150条1項柱書)。

(5) 公職選挙法上の「衆議院名簿届出政党」の定義

ア 公職選挙法によれば、衆議院（比例代表選出）議員の選挙において、同法86条の2第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体（以下「衆議院名簿届出政党」という。）は、名簿登載者を衆議院議員の比例代表選出議員の候補者とすることができる（同法46条2項）。当然のことながら、名簿登載者は、当該政党に「所属する者」でなければならない（同法86条の2第1項柱書）。

イ 衆議院名簿届出政党の要件は、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体である（同法86条の2第1項柱書）。なお、公職選挙法上の「衆議院名簿届出政党」の要件のうち、(ア)及び(イ)は政治資金規正法の政党要件と共通するが、(ウ)のみが異なる。

(ア) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること（同1号）

(イ) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること（同2号）

(ウ) 当該選挙において、この項の規定による届出をすることにより候補者となる衆議院名簿登載者の数が当該選挙区における議員の定数の10分の2以上であること（同3号）

(6) 公職選挙法上の「参議院名簿届出政党」の定義

ア 公職選挙法によれば、参議院（比例代表選出）議員の選挙において、同法86条の3第1項の規定による届出をした政党その他の政治団体（以下「参議院名簿届出政党」という。）は、名簿登載者を参議院議員

の比例代表選出議員の候補者とすることができる（同法46条3項）。当然のことながら、名簿登載者は、当該政党に「所属する者」でなければならない（同法86条の3第1項柱書）。

イ 参議院名簿届出政党の要件は、次の各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体である（同法86条の3第1項柱書）。なお、公職選挙法上の「衆議院名簿届出政党」の要件のうち、(ア)及び(イ)は政治資金規正法の政党要件と共通するが、(ウ)のみが異なる。

(ア) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること（同1号）

(イ) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること（同2号）

(ウ) 当該参議院議員の選挙において候補者（この項の規定による届出をすることにより候補者となる参議院名簿登載者を含む。）を10人以上有すること（同3号）

(7) 小括

以上のとおり、政治資金規正法及び政党助成法、公職選挙法は、単なる「政治団体」と、「政党」とを明らかに区別をしている。とりわけ、公職選挙法は、公職の候補者が一定の要件を満たした候補者届出政党に「所属する者」であれば、候補者届出政党による独自の選挙運動を認めている。また、衆議院（比例代表選出）議員の候補者となれるのは、一定の要件を満たした衆議院名簿届出政党に「所属する者」に限られ、参議院（比例代表選出）議員の選挙の候補者になれるのも、一定の要件を満たした参議院名簿届出政党に「所属する者」に限られているのである。

2 原告は被告の参議院名簿に記載されたことがあること

- (1) 被告日本共産党が、政治資金規正法、政党助成法、公職選挙法のいずれの政党要件を満たしていることは、公知の事実である。実際に、過去に行われた衆議院議員選挙及び参議院議員選挙においては、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党、参議院名簿届出政党となっている。
- (2) 原告は、2001（平成13）年7月29日投票の第19回参議院議員選挙において、被告の届け出た参議院名簿に記載されたことがある（甲21）。
- (3) また、原告は、2004（平成16）年7月11日投票の第20回参議院議員選挙において、最終的には名簿に記載されなかったものの、当初は参議院名簿に登載される候補となっていた（甲22）。
- (4) 当然のことながら、仮に原告が党员でなければ、被告の比例代表名簿に記載されることはない。

第3 党员たる地位には確認の利益があること

1 除名処分は当事者間の具体的な権利義務関係を変動させること

- (1) 以上のように、党员たる地位をはく奪する除名処分は、いずれも原告と被告との間の具体的な権利義務である党費支払い義務（上記第1.1）、被告内における選挙権及び被選挙権（上記第1.2）、被告の施設利用権（上記第1.3）、政党内部の意思形成に参加することで国政に参加する権利（上記第1.4）をはく奪するものである。
- (2) また、被告は、公職選挙法において、衆議院名簿届出政党及び参議院名簿届出政党であり、衆議院（比例代表選出）議員の選挙及び参議院（比例代表選出）議員の選挙における候補者を擁立している。この候補者となるためには、被告に「所属する者」でなければならない。三井美唄炭鉱最大判は、「公職選挙における立候補の自由は、憲法15条1項の趣旨に照ら

し、基本的人権の一つとして、憲法の保障する重要な権利である」ことを認めている（訴状26～27頁）。そのため、黨員たる地位をはく奪する除名処分は、公職選挙法上の「所属する者」たる地位（同法86条1項柱書、同86条の2第1項柱書、同86条の3第1項柱書）をはく奪するばかりでなく、憲法15条1項の保障する立候補の自由を制約するものであることに疑いはない（上記第2参照）。

- (3) したがって、黨員たる地位は、上記(1)及び(2)の具体的な権利義務関係を変動させるものであるから、その存否は、「司法権の固有の内容」である「法律上の争訟」の要件①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」に該当する。

2 伝統芸能の名取の地位ですら地位の確認請求が認められていること

- (1) 団体内部の紛争に関する重要判例としては、花柳流花柳会訴訟がある（第一審は甲23、控訴審は甲13、上告審は甲14、判例解説は甲24である。）。この事件は、日本舞踊の最大流派である花柳流の専門部名取として活動していたX（原告・被控訴人）が、花柳流の当時の家元Y1（被告・控訴人）により、名取から除名する旨の処分を受けたことから、Y1に対して名取の地位にあることの確認を、花柳流の家元及び名取で構成される団体Y2に対して会員の地位にあることの確認等を求めて提訴したというものである。
- (2) 控訴審である東京高裁は、名取の地位確認請求について、「花柳流の名取の地位を基礎とする権利利益は、著作権が取得されている花柳流の舞踊の振り付けを上演するための権利の基盤であり、日本舞踊家としての職業活動及び事業活動の基盤であることに加え、控訴人Y2会の総会における議決権を伴う会員資格の基盤でもあることからすれば、花柳流の名取がその地位に基づいて享受する権利利益は、単なる事実上の利益にとどまらず、法的利益と評価されるべきものであって、除名処分を受けた

花柳流の名取による名取の地位の確認請求は、一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまるものとはいえ、一般市民法秩序と直接の関係を有するものというべきであることは、原審の説示するとおりである」と判示した。上告審である最高裁も、原審の結論を維持している。

- (3) 同判決は、「著作権が取得されている花柳流の舞踊の振り付けを上演するための権利」や「控訴人Y2会の総会における議決権」といった個々の権利が法的利益であることを前提としつつも、花柳流の名取という法的地位がこれらの「基盤」となることを理由に、司法審査の対象としている。すなわち、花柳流の名取という法的地位は、一見すると団体内部の地位のようにも思えるが、その内実を子細に検討し、「著作権が取得されている花柳流の舞踊の振り付けを上演するための権利」や「控訴人Y2会の総会における議決権」等の個々の法的権利の「束」ないし「集合体」ともいうべきものであることに着目し、これを「法的利益」として判断している。

3 党員たる地位も法的権利の「基盤」であること

- (1) 上記1のとおり、原告と被告との間の具体的な法的利益としては、党費支払い義務（上記第1.1）、被告内における選挙権及び被選挙権（上記第1.2）、被告の施設利用権（上記第1.3）がある。党費支払い義務は具体的な金銭債務であり、被告内における選挙権及び被選挙権は、花柳流訴訟判決の「Y2会の総会における議決権」と同様の具体的な法的権利であり、被告の施設利用権も同様である。
- (2) また、公職選挙法が「衆議院名簿届出政党」ないし「参議院名簿届出政党」の立候補者について、「衆議院名簿届出政党」ないし「参議院名簿届出政党」に生殺与奪の権利を与えているところ、「比例代表選出議員として立候補する資格というのに至っては、党組織が認めない以上立候補できない」ことは被告も認めるとおりである（被告準備書面（1）10頁）。

このように「衆議院名簿届出政党」ないし「参議院名簿届出政党」の要件に該当し、かつ、これまでも「衆議院名簿届出政党」ないし「参議院名簿届出政党」であった被告の党员たる地位の中には、衆議院（比例代表選出）議員及び参議院（比例代表選出）議員の選挙に立候補する権利が含まれる。この権利は、憲法15条1項の保障する立候補の自由の一内容であり、かつ、公職選挙法により具体化されている法的利益である。

- (3) これらの権利が法的利益である以上、原告は、被告に対し、党費支払い義務の確認訴訟、被告内における個々の選挙権及び被選挙権の確認訴訟、被告の施設利用権の確認訴訟、衆議院（比例代表選出）議員及び参議院（比例代表選出）議員の選挙に立候補する権利の確認訴訟といった個別の訴訟を提起することができることはいうまでもない。とりわけ、単なる金銭債務の確認である党費支払い義務の確認訴訟が法律上の争訟ではないという主張は、非現実的であろう。
- (4) これまでの最高裁は、確認の利益の有無については「紛争解決機能」を重視して判断している。たとえば、最3小判昭和47年2月15日民集26巻1号30頁（甲25）は、いわゆる遺言無効確認の訴えについて、次のように述べる。

「請求の趣旨を、あえて遺言から生ずべき現在の個別的な法律関係に還元して表現するまでもなく、いかなる権利関係につき審理判断するかについて明確さを欠くことはなく、また、判決において、端的に、当事者間の紛争の直接的な対象である基本的法律行為たる遺言の無効の当否を判示することによつて、確認訴訟のもつ紛争解決機能が果たされることが明らかだからである。」

- (5) これを本件についてみると、上記(3)のように、あえて党员たる地位から生ずべき個別的な法律関係に還元するのではなく、その「基盤」となる党员たる地位の存否を判断することによつてこそ、「確認訴訟のもつ紛争解決

機能」を果たし得る。また、党员たる地位の存否につき審理判断することは明確であり、判決においても、端的に、党员たる地位の存否を判断すれば足りるのである。

- (6) このように、党员たる地位の確認訴訟は、「法律上の争訟」の要件①「当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」に該当する。また、党员たる地位は、被告の規約（甲3）の処分要件該当性を審理することによってその存否の判断ができるから、「法律上の争訟」の要件②の「それが法令の適用により終局的に解決することができる」ことも明らかである（原告第1準備書面22頁）。したがって、党员たる地位の確認訴訟は、「法律上の争訟」に該当する。

4 憲法23条が保障する「大学の自治」があるにもかかわらず鈴鹿国際大訴訟最判は戒告処分を司法審査の対象としている

- (1) 被告は、憲法21条1項が保障する結社の自由を根拠として、未だに「部分社会」論を主張している。しかし、かつて、富山大学単位不認定訴訟最判（最3小判昭和52年3月15日民集31巻2号280頁）が部分社会の法理を適用しており、憲法23条により大学の自治が保障されている大学ですら、近似の最高裁は、部分社会の法理を適用していない。
- (2) たとえば、鈴鹿国際大学訴訟最判（最2小判平成19年7月13日判タ1251号133頁。甲27）は、学校法人が、その設置、運営する大学に勤務する教授に対し、同教授の地元新聞紙上における発言等を理由として戒告処分をした場合において、上記発言が新聞紙上に掲載されても上記学校法人の社会的評価の低下毀損を生じさせるとは認め難いなど判示の事情の下では、上記戒告処分は懲戒権を濫用するものとして無効であると判断している。戒告処分は、解雇等と異なり、部分社会の法理によれば、一般市民法秩序との関わり合いがないと判断される余地があるにもかかわらず、司法審査の対象としていることは、注目に値する。上記事

件は戒告処分にとどまっているのに対し、本件の原告の場合には除名処分がなされているところ、戒告を受けない地位が法律上の地位なのであれば、党員たる地位が法律上の地位であることは明白である。

- (3) また、上記鈴鹿国際大学訴訟最判は、学校法人が、その設置、運営する大学に勤務する教授に対し、教授会の決議を受けて、教授会への出席その他の教育諸活動をやめるよう求める要請をしたことが、業務命令に当たるか否かについて、上記学校法人の規程を解釈したうえで、業務命令権の行使が教授会等の機関に専権的に委任されているとは認められないなど判示の事情の下では、上記要請は上記学校法人が使用者としての立場から上記教授に発した業務命令に当たるとして、その無効確認を求める訴えは適法であると判断している。たとえ、大学の定めた規程（この事件では学則であった。）であるとしても、裁判所は、司法権の行使として、当該解釈をすることができるのは当然である。本件においても、裁判所は、党規約の意味内容を解釈しなければならず、これを拒否することはできない。
- (4) さらに、同最判は、戒告処分の適法性の判断において、通常の方法と同様の実体的判定基準と審査基準を採用しており、大学の自治を理由として、緩やかな審査基準を採用するという手法は採用していない。
- (5) したがって、たとえ、被告が憲法 21 条 1 項の結社の自由の保障を受けるとしても、そのことを理由に司法審査の拒絶が許されたり、その審査基準を緩やかにすることはできない。

以上